

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

景気は緩やかに回復し、失業率も改善の傾向にあるといわれています。しかし、依然として、失業率は四・七パーセント、失業者は三百十四万人を数え、雇用・失業情勢は、予断を許さないものとなっています。

政府は失業者の就労対策として、平成十一年度から三年間、緊急地域雇用特別交付金を実施し、その後も十四年度から十六年度まで緊急地域雇用創出特別交付金として実施しています。

この制度は、雇用期間が六カ月未満などの制約を持ちながらも、雇用対策として実績をあげ、失業者のつなぎ就労として、また高齢者の雇用就業機会の創出に重要な役割を果たしています。

しかしながら、この制度は、平成十七年三月末で終了し、政府は今後の対応策について明確な方向を示していません。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、雇用及び就労確保のため左記の事項を強く要望します。

記

- 一 現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金を平成十七年度以降も継続して実施すること。
- 二 継続にあたっては、失業者の就労に役立ち、実施主体の地方自治体が運用しやすいように、実施要綱や運用方法などの改善をすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣 あて